裏面の確認事項をよくお読みください。

渋谷区長 殿
渋谷区教育委員会 殿

復　職　証　明　書

下記の者は、産前産後休暇・育児休業期間を終了し、復職していることを証明します。
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

住　　所		渋谷区		
氏　　名			生年月日	年　月　日
産前産後休暇期間		年　月　日　～		年　月　日
育児休業期間		年　月　日　～		年　月　日
復職日		年　月　日		
復職後の勤務時間	正規の勤務時間	週　日　勤務　（月　火　水　木　金　土　日）勤務日に○を付けてください。		
		就労時間　時　分　～　時　分		
		変則勤務の場合　（　）		
	短時間勤務等	週　日　勤務　（月　火　水　木　金　土　日）勤務日に○を付けてください。		
		就労時間　時　分　～　時　分		
業務内容				
復職後の勤務地				
備考				

勤務先の人へ

※ この証明書は保育園等利用事務のために使用するものです。
※ 育児時間や育児短時間勤務を利用されている場合は、**必ず正規の勤務時間と短縮後の勤務時間の両方をご記入ください。正規の勤務時間に育児短時間勤務の時間を記入されますと、再提出となります。**
※「就労時間」は、休憩時間を含む労働契約上の正規の勤務時間をご記入ください。

証明発行日　年　月　日

※証明書は復職日以降に発行してください。
※証明にあたり押印は不要です。
※記入担当者様に連絡させて頂くことがあります。

【勤務先】　所在地

名　称

代表者

電　話　（　）　　記入担当者名

復職証明書の提出方法

オンライン提出用フォーム（右QR)から、発行された復職証明書のデータ（写真可）をアップロードして提出してください。

↓ 保護者記入欄 ↓

保育園	□申請中	フリガナ	
		児童名	
こども園	□在園中	生年月日	年　月　日

※復職後の就労状況により退園となる場合があります。詳しくは裏面をお読みください。

【この証明書に関する問合せ】　〒150-8010（住所不要）渋谷区役所 保育課 入園相談係　☎03-3463-1211

復職に関する確認事項

◆入園月の翌月の２０日までに、当区指定の復職証明書を提出してください。
提出がない場合は退園となります。

※自営業の方でも申込時に「復職・復学に関する申立書」を提出した場合は、復職証明書の提出が必要です。

◆復職とは、育児休業を取得した勤務先へ戻ることを意味します。

※育児休業を取得した就労先に**復職せず**、**退職や転職した場合は退園**となります。

◆申込み時に提出していただいた「復職・復学に関する申立書」の内容は以下のとおりです。
以下の①もしくは②を選択したうえで申込みを受け付けています。

① 申込み時点で、産前産後休業・育児休業・その他本人の意思による休暇等を取得している人、
または、入園月までに取得する予定のある人
保育所等に入園後、育児休業等の休業・休暇期間または休学期間を終了（短縮）し、
遅くとも入園月の翌月1日までに復職・復学します。
※入園が内定した場合、保育所等に入所していないきょうだいがいても、復職する必要があります。

② 入園月が、下の子の出産予定月の前２か月から後２か月の５か月間にあたる人

産後休暇後、直ちに復職します。

★以下の場合は退園（内定取消し）になります

① **入園月の翌月1日までに育児休業から復職しなかった場合**
② **育児休業をとった就労先に復職せず、退職や転職した場合**
（異動による勤務先の変更や派遣先が変更になった場合は、退園にはなりません）
③ **復職時の正規の（契約上の）就労日数または就労時間が申込み時より減少し、申込み時の基本指数を下回る場合**
※育児のための短時間勤務制度を利用する場合は、1日の就労時間の短縮が 2時間以内または、週の就労日数の減少が 1日以内であれば退園（内定取消し）にはなりません。
（ただし、月48時間以上の就労は満たすこと）